

「経由」の解釈等について

昭和53年10月2日 53動検甲第1190号
(昭和53年9月4日 53畜A第2367号)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第36条第1項第1号及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)に基づき、規則第43条の表の上欄に掲げる地域(以下「輸入禁止地域」という。)を経由した同表の相当中欄に掲げる物(以下「物」という。)の輸入は禁止されているが、これは物が輸入禁止地域を通過することにより同表の下欄に掲げる家畜の伝染性疾病(以下「悪性家畜伝染病」という。)の病原体に汚染されることを未然に防止するためのものである。

このことから、従来、物を積載した輸送機関が単に給油又は給水等の目的でもって寄港又は着陸し、その間において悪性家畜伝染病の病原体に汚染したおそれがない旨客観的に判断された場合及び密閉式コンテナに格納された物が輸入禁止地域のコンテナヤードにおいてコンテナを開扉することなしに積み替えられた場合については、悪性家畜伝染病の病原体による汚染のおそれがないことから「経由」には該当しないものとしてきたところであるが、最近における畜産物についての衛生技術上の進歩、輸送形態の多様化等を考慮し、今後「経由」に該当しない場合を下記のとおりとするので、了知の上、関係者に対し、この旨周知徹底されたい。

記

1. 物を積載した輸送機関が単に給油又は給水等の目的でもって寄港又は着陸し、その間において悪性家畜伝染病の病原体に汚染したおそれがない旨客観的に判断された場合
2. 次の(1)及び(2)の条件に合致する場合
 - (1) 缶詰め等外装消毒が的確に実施できる気密容器(密閉式コンテナを含む。「以下「容器等」という。)に格納された物が開封されることなく輸入禁止地域を陸上輸送され、又は輸入禁止地域の港及び飛行場内において積み替えられた場合であること。
 - (2) 当該物を格納した容器等は、輸出国により輸出国以外の地域と明確に区別される標識により封印されており、かつ、当該封印の様式、規格、構造等については、事前に我が国あて連絡されていること。

前記畜産局長通達の記の解釈

1. [記の1](#) について
 - (1) 「……単に給油又は給水等の目的でもって……」とある「等」とは、乗組員等の乗下船及び当該物以外の貨物等の荷役を示すものとする。
 - (2) 「……おそれがない旨客観的に判断された場合」とは、次のような具体的根拠に基づいて

判断される場合とする。

ア)物が畜産物であって、次のいずれかに該当する場合。

物が缶入りとなっている場合。

物が密閉された冷凍(蔵)室(庫)、貨物室或は下記2にいう容器等(缶入りを除く。)に収納されており、当該物の収納場所又は容器等は、当該物の輸出国政府機関、或は、仕出地において、船舶(航空)会社等により当該輸出国以外の地域と明確に識別できる標識により封印されている場合。

禁止品と混載されなかったことが、ハッチプラン、カーゴマニフェスト等により確認できる場合。

イ)物が動物であって次に該当する場合。

当該動物は、禁止動物と混載されなかったこと、また、輸入禁止該当畜産物が積載された場合は、当該畜産物と接触しなかったこと、及び当該動物以外の貨物の荷役は防疫上十分な配慮をもって行われたことが、当該動物の輸送船舶(航空機)の長(これを代行する者を含む。)により書面で証明されている場合、或は、航空貨物運送状態等により確認できる場合。

2. 記の2の(1)について

「缶詰等外装消毒が的確に実施できる気密容器(密閉式コンテナを含む。以下「容器等」という。)に……」中、「コンテナ」とは、「[輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取扱い要領について](#)」(昭和44年8月20日付け44動検第1455号)にいうAコンテナの他、噴霧消毒に耐え得る容器をいうものとする。

なお、同文中の「缶詰」については、完全加工された、いわゆる「缶詰」は、従来通り指定検疫物には含まないものとする。

3. 記の2の(2)について

廃止となった「海上輸送のコンテナ化に伴う特別措置について」(昭和47年11月27日付け47動検甲第1663号)にあるフィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、北アイルランド及びアイルランドの封印については、「……、かつ、当該封印の様式、規格、構造等については、事前に我が国あて連絡されていること。」に該当するものとして取り扱うこととする。

4. 携帯品として輸送された場合について

物が携帯品として輸送された場合であって、封印されたと同様の状態で輸送されたと認められるものについては、[記の2](#)の事項を満たすものとして取り扱うことができることとする。